

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄における日章旗掲揚問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43788

又本司以火令於吉國類使用

余新
十三課長

アメリカ局長
参事官
第一課長

アジア局長 参事官
シ、大第ニ四号

昭和廿貳年八月五日

在シアトル

總領事 武野義

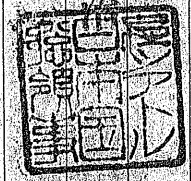
外務大臣藤山愛一郎殿

沖繩選手斗選手の日本国旗使用に
関する件

當シアトル市SEA FAIRの一行事として
八月一日より三日間日本代表選手を含む
国際アマチュア選手斗大会が開催されたが、
沖繩より豊島選手が代表として参加した。

アジア局
32.8.9
第一課

文書
32.8.9
56



回覧番号
ア-1066

在外公館

同大会では毎夜開会に際し、各国代表選手
が自国国旗を掲げ、自国国歌吹奏の下に入
場を行ったが、豊島選手は大会當局より星
條旗を与へられた。大会當局としては、この点
に關し、何等の政治的意圖も無く余分の日
章旗も持ち合せなかった由であるが、豊島
選手は是非日章旗を掲げたいと希望し同
選手に同行せる監督 MIKE LADDER も、沖繩本
選手が星條旗のみを掲げたことが沖繩本
島に報道されれば、必ず反米感情を刺
戟し、国際親善試合の主旨にも反する故
日章旗をも併せて掲げたいと主張、大会當
局も後者の意見を了承したる趣を以て本

在外公館

官に日章旗借用方連絡をしたが、とき既に
最終日の開会式直前のこととして取敢ず館
員をして会場に急行せしめ左が取極を行
うとまはる、結局豊島選手は三日にも星條
旗を掲げて入場した。

同選手は八月十二日ホルンに於て日本、中国、
ハワイ代表による親善試合に参加する予定
であり、又今後国際試合に沖縄より代表
選手が参加する場合には掲揚すべき国旗
の問題が繰返えされる懸念あるに付き、右
事^情よりあえず報告申し上げると共に將來の
事例にそつ之、本官のとるべき態度に付き何
分の御指示を得たり。

本信写送付先(在米大使、在ホルン) 在外公館

秘

才三一八号

昭和十一年八月拾六日

在ホノルル

總領事

服部比左治

外務大臣 藤山愛一郎殿

アメリカ局長

参事官

第一課長

沖繩拳斗選手の日本国旗使用に關する件

貴大臣宛本官宛電報才一二号御訓令の趣旨を、日本選手団々長小久保に説明善処方を要望したところ、小久保は沖繩代表のミナトヨシ並に関係者と協議の結果(一)豊島選手は沖繩代表として参加する(二)各国とも国旗の掲揚も行わないの二項目の了解を取り付

條約

秘

在ホノルル日本國總領事館

ア一 1106

32.8.19

32.8.19

32.8.19

け左。当日は、右了解に基き、豊島は日本選手団とは別に沖繩代表として参加したが、簡單な選手団の紹介のみ行われ、各国々旗の掲揚等の行事は全く、平穩裡に試合を終了した。右報告す。

本信字送付先

シアトル

在ホノルル日本國總領事館

秘

アメリカ局長

参事官

第課長

参事官

要写 2 部

記録分類

アジア局長

電信課長

アジア参事官

在ホノルル

服部總領事

件名 沖繩拳手選手の日本国旗使用に関する件

暗略

第 一 一 号

至急

大弟二四号に因りし

一本件に因りては裏に總理訪米の際總理

電信案(甲)

外務省

参事官

電信係

アジア参事官

アジア局第一課長

昭和三年八月九日

藤山大臣

11142

電送第 11142 号

回覧番号 1067

本電料金總算 92.0.9

秘

より「カレス」に対して沖繩における日章旗の常
 時掲揚を許可するよう要請したか「カレス」はえ
 ん曲に回答を避けた経緯があり、わが方としては
 沖繩はともかく、海外におりては当然、日章旗は單
 独に掲揚するべきものと考えらる。

二、但し、今日の如き市主催の運動競技会におい
 ては、旗掲揚の必要ありや否疑わしく、特に沖繩

電信案

外務省

電信案

外務省

(1) 本人は亦日本国籍を有し日本人であること
 は日米間でも争いなきに知るあり^{かつ米籍を附するから}日本代
 表のうちに参加して入場せしめる^のに^は適当
 である^とはからわれなく、^{もしも}本人が沖繩
 の地域代表の資格に於て本件親善
 試合に参加^{するもの}かつ國旗掲揚の必要
 あり^は場合^に日米間の不必要なま^の

電信案

外務省

を^よ避けるため日米何れの國旗も掲
 揚せしめ^るなり^に其^の旨^を信^託局^と折^合
^{取りつけられよう} 併^しあり^は
 シマム^しに^お報^せあり^はし。

秘

昭和二年 月〇日 時〇分

在ホノルル 山 大 臣

（沖繩準斗選手の日本國旗使用に關する件）

第一一〇一號（照會）

シアトル駐米大使館公館シ大第一一〇一號に關し
「本件に關しては既に總理訪米の際、總理より「ダレス」氏對
して沖繩における日軍旗の當時掲揚方を許可されるよう要請
したが「ダレス」はえん曲に回答を避けた點があり、おが
方としては沖繩はともかく、海外においては當然日軍旗が奉
揚に懸かるべきものと考ふる。
又但し今回の知事市立旗のアマテス運動會夜会において國旗

電信寫

大 臣

參 事

參 事

參 事

掲揚の必要ありやは疑わしいが、

附本人は日本國旗を有し日本人であることは日米間でも争い
のない點であり、かつ米國市民権を附与された事實もない
から日本代表のうちに參加して入場せしめるようとりはか
らわれたく、

同もし本人が沖繩の地域代表の資格に於て本件親善試合に參
加するものであり、かつ國旗掲揚の必要ありという時に於
いて万一主權者側で日軍旗掲揚に異議ある場合には日米間
の不必要なまさつを避けるため日米何れの國旗も掲揚せし
めないよう關係當局の了解を取りつけられるよう致したけ
シアトルに転報ありたい。

外務省

極秘

主管課長へ

本電主管、配付先等に関し御意見あれば直ちに電信課検閲班に連絡ごう

電信写

関係方面とも連絡のうえ沖縄チーム出発前に適当に指導しおられた。本件に対する本署御所見は今後の同様ケース発生の場合の参考として当方にも何分の御回答願いたい。

なお先般当地においてアジア青年商工会議所会議が開催された際主催者側は(当方としてはその場には行って参見した(ことであるが)沖縄代表の参加を要示する(ため会場前に白地に黒で「オキナワ」の文字を書き出した旗を参加各国の国旗と並べて掲げていた。御参考まで。

(1)

極秘

要写 部

発電係 総第 40627 号
昭和 40 年 10 月 21 日 14 時 58 分 発

電信課長

電信案 (分類)

略 平	第 473 号	起案 昭和 40 年 10 月 20 日
大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官 房 長	主管 北米局長 参事 主任 北米課長	起案者 後藤 電話番号 444

中国課長	情報文化局長
	文化事業部長
	文化第二課

在 台北	木村	臨時代理 大使 宛 総領事	相名 大臣 宛
------	----	---------------------	---------

電 報	在 米	武内	大使 宛 総領事
-----	-----	----	-------------

件名 孫文百年祭国際創造大会における
神饗4-6の参加による標識について

貴電才561号に因り、

全日本創造連盟に照会したところ、神饗

創造連盟は同連盟の支部であり、神饗

からの参加選手は日本4-6の一部を構成する

由である。(したがって、神饗選手の標識
及び国旗の問題は、その結果として処理するが、
当然 ~~その結果~~ と考えられる。その他、
詳細については、本件が本来、政府の関与
（ない、民間の問題）であり、直接 ~~その結果~~
全日本創造連盟（東京都芝田村町東西別
館）と連絡したところ、招致を求められた
冒頭貴電と比しに米一報電1件

21 10
字 済

